

『新葉和歌集』の成立について

はじめに

『新葉和歌集』（以下、新葉集）は、建武^①三年（北朝…一三三六）に後醍醐天皇が吉野に潜幸して南北朝分立が始まってから四十五年後、南朝三代長慶の時代、弘和元年（二三八一）に成立した歌集である。分立後、北朝で、『風雅和歌集』・『新千載和歌集』・『新拾遺和歌集』の三集が編纂され、『古今和歌集』から数えて計十九^②の勅撰和歌集が成立していたが、これに続く、二十番目の歌集である。撰者宗良親王によって記された仮名序に「勅撰になずらふべき由の詔をかうぶりて……これを奏す」とあるのを受けて、一般に「准勅撰和歌集」と称されている。この「なずらふ」は、従来「勅撰和歌集に同格である」（＝真正の勅撰和歌集ではない）とされていたが、近時、「勅撰和歌集の一つとして認める」（＝一環のものとして扱う）の意味であるとされ、新葉集はそれまでの集と同等に、勅撰和歌集として成立したという理解も示されている^③。

新葉集がどのような経過を経て成立したかについては、北朝に比して外部資料の残存状況が芳しくない南朝のことだから限度はあるが、そ

れでも、編纂の開始時期、編旨の下された日、奏覧の日などは集そのものから知ることができるし、また歌の配列・部立構成の分析を通しては、撰者がどのような歌集を編纂しようとしていたかなどが検討されている。

右のような研究は、主として新葉集とその他の勅撰和歌集とを比較することで進められたものである。もちろんこうした比較による研究の成果が、新葉集の特徴を浮び上がらせ、南朝歌壇の様相を明らかにしてきたことは疑うべくもない。

しかし、勅撰和歌集という枠組みから一旦離れて、「准勅撰集」であることに注目するとこれまでとは異なる領域での研究が進展するのではないかと論者は考えている。簡略に言えば、新葉集に関する「准勅撰集」の理解をめぐる問題は、中世勅撰和歌集史におけるそれではなく、中世勅撰集史において問われるべきであるということである。

本論は、「なずらふ」という行為を共通項に、「准勅撰集」として成立した連歌の撰集と比較することで、新葉集の成立に関して、それをどのように理解すべきかを述べようと試みるものである。

永野 昌 平

一、仮名序と編纂過程

――一、先行研究

新葉集の成立及びその経緯について考えるとき、最も重要であるのが、撰者宗良親王によって記された仮名序である。仮名序は以下の構成を取る。⁴⁾

まず、仮名序を有する他の勅撰和歌集と同様に、和歌が「天地開けはじめしより」今に続くことを記し、併せて歌の効用を説く。続いて、「ならの葉の名におふみかどの御時より」「正中の賢かりし御世に至るまで」、勅撰集の編纂が『万葉集』を含めて「十余り七度」⁵⁾を数えたことを述べ、かく続いてきた歴史が、元弘の乱以降の動乱で途絶えてしまったことを言う。以下はそれに続いて新葉集の成立の経緯を記す部分である。

こ、に呉竹のその人数につらなりても三代の御門につかへ、和歌の浦の道にたづさひては七十の潮にも満ちぬるうへ、勝つことを千里の外に定めし昔は、野辺の草としげきにもまざれき。心を三の衣の色に染めぬる今は、蘆間の舟のさはるべき節もなければ、かつは老の心をもなくさめ、かつは末の世までも残さんため、かみ元弘の初めより、しも弘和の今に至るまで、世は三代、年は五十年のあひだ、仮の宮にしたがひつかうまつりて、折にふれ時につけつ、いひあらはせる言の葉どもを、玉の白、金の殿より、瓦の窓、縄の枢のうちに至るまで、人をもちて言を捨てず、撰び定

むるところ、千歌四百ちあまり二十巻、名づけて新葉和歌集といへり

続いて、部立の構成についてを述べ、さらに「四方の海の波のさわきもこよろぎの五十年に及べれば、家々の言の葉風に散り、浦々の藻塩草かきもらせるたぐひも又なきにあらざるべし」と、和歌資料の不足による編纂の難しさを記す。そして序末尾に「勅撰になずらふ」ことになった経緯及び奏覧の日付を記す。

そもくかく撰び集むることも、たゞ園の内のわづかなることざわなれば、天の下ひろきもてあそび物とならんことは思ひよるべきにあらぬを、はからざるに、いま勅撰になずらふべき由の詔をかうぶりて、老の幸ひ望みに越え、喜びの涙袂にあまれり。これによりて、ところく改め直して、弘和元年十二月三日、これを奏す

序文には次のことが記されている。まず編纂は「老いの心をもなくさめ、かつは末の世までも残」すことを目的として始まったこと、撰歌範囲は「かみ元弘の初めより、しも弘和の今に至るまで」、つまり元弘元年（一三三一）から弘和元年（一三八一）までであったこと、撰歌の対象は「世は三代、年は五十年のあひだ、仮の宮にしたがひつかうまつ」った人々、つまり南朝初代後醍醐、二代後村上、三代長慶の世に南朝に参仕した人々の歌であったということ、である。

序文に記されたところを言葉通りに理解すれば、新葉集は、「老の心をなぐさめ」、また南朝方の人々の歌を「末の世まで残」すためという、宗良親王の私的な営為として始まり、それが「天の下ひろきもてあそび物」となることなど思いもよらなかったが、「はからざるに」「勅撰にならずらふべき由の詔をかうぶ」ることになったので、勅撰集にふさわしい体裁に整えるべく、「ところ／＼改め直して」、弘和元年の十二月三日の奏覧に至った、ということになる。

新葉集巻二十賀部の後に付されている、右少弁資茂（未詳）が奉じて二条少将（未詳）にあてた綸旨⁽⁶⁾には、「十月十三日」という日付がある。仮名序にある奏覧の日付、綸旨の日付のそれぞれから、綸旨を受けてから奏覧までの期間が一ヶ月半あまりであったことが判明する。さて、主として右の序文に基づき、新葉集は、綸旨を受ける以前には親王個人の営みとして編纂が進められていた歌集が、綸旨を受けて以後は勅撰集として整えられ、奏覧、成立することになった、という、成立過程に二つの段階を想定されたのが、深津睦夫氏である。氏は次のように述べる。⁽⁷⁾

新葉集は、当初、将来の勅撰集撰集のための資料源たることをめざした私撰集として撰集作業が始まったと思われる。それが私撰集と意識されていたことは、新葉集序文や『嘉喜門院集』付載の消息文において親王自身が述べている通りである。そのことは、「新葉集」という集名にも端的に示されている。二条家の薫陶を受けて歌人として育った宗良親王にとって、「葉」という語を含む集

名は、勅撰集の資料源たる私撰集にこそふさわしいものであって、勅撰集のそれであるはずがなかった。

右文中に言う『嘉喜門院集』消息文とは、後村上中宮で長慶母である嘉喜門院の家集末尾に付された宗良親王による文を指す。それには、

このうちぎ、も人ごとになにとやらん申げに候とうけ給候へども、かほをそばになして老のあやまりもわすれはて候こと、一すちに数寄のあながちなるゆへにて候へば、冥の照覧も候はんずらんなど覚候ひつるに、しかしながら住よし玉津島の大明神の御道びきにてかゝることも思ひ立候ひけるとまで覚候て、いまはとびたつばかりにこそ候へ。かやうのことの葉どもひろいをき候ぬれば、こゝに／＼新葉の色ふかく、ゆくすゑまでの跡となり候はんずると
覚て候

とある。⁽⁸⁾ この家集は、新葉集の編纂に資するために宗良親王の求めに応じて嘉喜門院が歌を提出したもののだが、歌集の袖書に「天授三年七月十三日、中務の宮より、新葉集のために嘉喜門院へ御うたを申され侍りければ、きよか、せられけるつゝ、みがみにかきてたてまつりける」とある。⁽⁹⁾ 深津氏は、右の両文をもとに、編纂の開始時期は正確にはわからないものの、天授三年（一三七七）には編纂作業がある程度進み、集名についても「新葉集」と決まっていたとされた。また、消息文の冒頭を受けて、天授三年時においても新葉集の編纂が、周囲の理解を

得られず、いまだ私的なものであったらしいと推察されている。

深津氏の論を受けて小川剛生氏も、新葉集は、宗良親王の私撰和歌集、即ち「打聞」として成立した後、勅撰に准じられたと述べる。¹⁰この経緯には、二条良基を中心に進められた『菟玖波集』がヒントになったであろうと氏は推察される。

以上、先行研究をまとめると、新葉集の成立は、仮名序に記述される経緯をそのまま受け入れて理解されている、ということになる。即ち新葉集は、宗良親王の私的な営みとして始まり、一旦「打聞」（私撰集）として成立した後、それが勅撰集に准じられて奏覧された、という理解である。

一―二、「准勅撰」の三集

前節で、『菟玖波集』の成立が、新葉集にとってヒントになったのではないかという小川氏の推察を記したが、これは『菟玖波集』も「准勅撰集」であることに基づく。新葉集における「准勅撰」をめぐっては、これまで勅撰和歌集史において考えられてきたが、「准勅撰」という視座に立てば、同じく「准勅撰」である二つの連歌の撰集にも目を配る必要があるだろう。本節では、「准勅撰集」である三集、『菟玖波集』・『新葉和歌集』・『新撰菟玖波集』について、その共通性を踏まえた上で、新葉集の仮名序の解釈について述べたい。

新葉集奏覧より遡ること二十四年前、延文二年（北朝…一三五七）閏七月、この年の春頃には体裁が整えられていた連歌の撰集『菟玖波集』を勅撰集に准ずる旨の論旨が下された。成立の経緯については、早

ければ文和四年夏か秋頃に撰句が始まり、延文元年秋頃には編纂の目処がついていたであろうと小川氏は想定されている。資料菟集から草案本（延文元年秋）が形になるまで約一年の期間であった。撰者二条良基による仮名序には、

かつはちりひぢのいやしきことわざ、あまつ空まできこえあげて、かたじけなくおろかなる心ばせをみそなはし、あまさへかしこきみこのとりになずらへらる、これすなはち君も臣も躰をあはせ、あふにあへる秋を得たりといふべし

とあり、「准勅撰集」として成立したことの名誉が記される。¹¹

従来、良基が『菟玖波集』を「准勅撰集」としたことについては、連歌の地位向上を図った、あるいは、そもそも当初より勅撰集とすることを狙っていたのではないか、とされるが、小川氏はこのような見方に留保を加えつつ、次の見解を示された。¹²

延文二年の秋、幕府と南朝との間で和睦の気運が高まっていた。実現すれば北朝が譲歩を強いられる―後光厳が退位を余儀なくされることは、正平一統でも明らかである。下命した勅撰和歌集も挫折してしまう可能性が高いが、為定たちは喜んで南朝後村上天皇の命を受けるであろう（それこそ現在の撰歌は「打聞」として転用可能である）。そうなれば、後光厳は勅撰集を成立させなかった不名誉な治天の君になる。そこで良基は急遽、菟玖波集を

勅撰集とすることにしたのではない。

終わりの見えない戦乱の状況、歌道宗匠家の内情などを憂慮した、関白良基の強い意志によって「准勅撰集」として成立したというのである。後光厳治世下の当時の状況を踏まえられた推察で、首肯すべきと思われる。

小川氏の右の推察を踏まえた上でなお述べようと思うのは、氏のいう、歌道家の内情、換言すれば当時の歌壇の状況は、『菟玖波集』を「准勅撰集」にしようという良基の意図に、早い段階から影響を与えるものだったのではないか、『菟玖波集』の撰集は、歌壇における勅撰和歌集の編纂（『新千載和歌集』）を強く意識しながらなされたのではないかという点である。⁽¹³⁾

連歌の撰集についての計画が具体化する以前から連歌の催しは活発であり、『文和千句』を除いてほとんど現存しないそれらが、『菟玖波集』の撰集に資するためのものであった可能性もあると見られている。連歌に対する良基の好尚は並々ならぬものであったことからすれば当然考え得る。そんな良基は、一方で和歌に対しては連歌ほどの力を入れていなかったらしい。王朝時代を理想とし、朝儀の復興に力を尽くした良基にしては、歌壇を積極的にもり立てようという動きの見られないことには注意される。

後光厳治世下数年が経過して、勅撰のことが意識されてくる際にも、和歌についてはまずは歌道家を先頭に立てて進めようとしたらしい。文和三年（北朝・一三五四）、冷泉為秀が勅撰集撰者となることを望んだ

が、後光厳は消極的であった。良基は、ともかく「打聞」を編集してみてはどうかと為秀に奨めている。為秀が公卿でないこと、冷泉家はこれまで撰者を輩出したことがないこと、などからすれば実現は難しかったと思しく、小川氏は、これらを踏まえて、「良基が、乱世の勅撰集には便法もあり得ると考えていたことは興味深い」と述べられている。新しい治世の始まりには、勅撰和歌集の下令がある、という慣習を良基は遵守しようとしたのであろう。歌壇の状況からすれば、実現の程は覚束ないが、ともかくも勅撰には備えなければ、という考えを有していたことが窺われる。勅撰和歌集の編纂・成立が縦え通常の手続きによらないとしても、戦乱相続く状況であるから「便法」を用いる（＝戦乱の世には例外もある）のもやむなし、ということである。

延文元年六月、後光厳は二条為定に勅撰和歌集撰進の命を下した（後の『新千載和歌集』）。武家の執奏（足利尊氏）によって始まるという前例のない事態の出来であった。後光厳が乗り気でない上に、撰者が定は目を患っており、編纂は遅々として進まなかったらしい。

良基は、勅撰和歌集の編纂が一向に進展しない事態を憂慮すると共に、ひいては南北の和睦によって北朝に危機がもたらされる（＝勅撰和歌集が実現しない）かもしれないという不安を抱き、既に進めていた『菟玖波集』の撰集を本格化させたのではないだろうか。歌道家に委ねておけば、治世下に勅撰集という事業を一応は実現できるとの考えが見通しの甘いものであったと認識したのではないか。そもそも低調であった歌壇の状況からして和歌資料の蓄積が充分ではないのではないか、目を患う撰者では編纂が無事に遂げられないのではないか、憶

測すればこのような考えが良基に去来したのだろう。為定への撰進下命の三ヶ月前の延文元年（北朝・一三五六）三月には良基は『菟玖波集』仮名序を執筆している。この頃にはおそらく『菟玖波集』を勅撰集とすることが念頭にあったと見てもよいのではないか。であるからこそ、良基の意図を推した洞院公賢によって、「勅撰に非ざる自由沙汰、尤も然るべからざるか」（『園太暦』¹⁴）という批難が出たのであろう。

「准勅撰集」にするという動きが、南北の和睦に関する風聞をきっかけに急遽進められたという小川氏の見解に首肯しつつ、連歌の盛行に比して停滞が続く歌壇の傍にいた良基には、早い段階から連歌の勅撰集のことが見据えられていたであろうということは、強調しておきたい。

新葉集奏覧より下ること百十四年、明応四年（一四九五）六月、『新撰菟玖波集』が奏覧された。一条冬良による仮名序に「勅に准へられ」、「綸命を承れる」などある通り、この連歌の撰集も「准勅撰集」である。成立過程については金子金治郎氏の詳細な研究がある¹⁵。

金子氏は、『新撰菟玖波集』の撰集は、大内政弘による和歌集編纂の目論見と関連する形で具体化していったのではないかと述べている。政弘の意を受けて宗祇は奔走したらしいが、結局これは実現しなかった。そして長享三年（延徳元年・一四八九）の宗祇の山口下向、続く延徳二年の兼載の山口下向において、和歌の撰集は一旦措いて、まずは連歌の撰集に取りかろうというように方針が転換されたのではないかと推察されている。山口下向の後、兼載は阿波の慈雲院細川成之を訪問している。大内政弘の後援によって撰集が進められるとしても、幕

府方、管領家の実力者を差し置いて話を進めることはできなかったのだろうとされている。

幕府方の積極的な関与を欠く形で撰集は進められたが、一方で、皇室の関心は多大であつたらしい。文明期には内裏連歌の盛行があり、明応四年には二回の千句が催されている。それと並行して、撰集の最中には宗祇・兼載を媒介に、連歌の合点、進献などの交渉を持った。金子氏は序文に「今、綸命うけたまはれることは、ひとへに、道にふける御心ざしの至りなるべし」とあるのも踏まえ、撰者との関わりのうちに、「撰集への志向を共通のものとして育てて行った」と考えられている。

仮名序は成立の経緯を次の通り記す¹⁶。

上、永享の頃ほひより、下、明応の今に至るまで、世は二継ぎ、年は六十路余りの間、そこら積もれる言の葉の端々を撰び定めて、二千ち余り二十巻、名付けて、新撰菟玖波集と言ふ。これひとへに、深き窓の内の、枕ごととして、自らの心を慰むる便りとせむがためなり。ここに、山賤の卑しき事業を、かけまくも畏き勅に准へられ、世の翫び、人の口遊みになりぬること、はからざる身の幸なり。おほよそ、私の集を、勅撰に取り用ゐらるること、石の上古くもなきにあらざれど、みなことに耐へたる仕業を、尊びらるるものならし。されば、このたびの准へにはなるべきならぬを、今、綸命を承れることは、ひとへに、道に耽ける御心ざしの至りなるべし

「私の集」を「勅撰に取り用ゐ」た例があるとはいへ、この度の撰集即ち『新撰菟玖波集』が「勅撰」に「准へ」られるのは「なるべきならぬ」ものであり、それが実現したのは先掲の通り、連歌に関心を寄せた後土御門天皇の「御心ざしの至り」によつてである、という。そして続く部分、『菟玖波集』仮名序と同様に、「准勅撰集」となった名誉を「これまことに、君も臣も、身を合せたり」と記している。

仮名序の記す経緯をこれも言葉そのままに理解すれば、『新撰菟玖波集』が「准勅撰集」として成立したのは想像もしていないことだった、ということになる。

しかし、先述の金子氏が述べるように、撰集期における皇室の連歌への関心は大きく、撰者による撰集最中の交渉では、撰集の志向するところについても共有されていたと考える方が自然である。つまり、いずれ勅撰集とすることについては、撰者と皇室と、共にあらかじめ一致するところであつたのではないか。

右のことを考える際、参照すべき資料がある。『新撰菟玖波集』撰集の基礎資料ともいふべき『竹林抄』である。

『竹林抄』は『新撰菟玖波集』から遡ること二十年前、宗祇によつて編まれた連歌撰集である。この撰集には一条兼良執筆の序文がある。序文は、連歌がその始まりより絶えず続くことを簡単に記し、次いで『竹林抄』撰集に至る経緯を次の通り記す。

近き世に何某の大臣の菟玖波集を撰ばれて、おほやけごとにならず
らふる勅を下されしによりて勅撰の和歌に肩を並べ、天下のもて

あそびものとなれりけり。かゝりければ、愚なる翁、芳ばしき跡を慕ひ、残れる云の葉を拾ひて、一万句を撰びて二十巻となして新玉集となづけ、筑波の跡にまかせて論命を申うべき計になして、しばらく桃の華の坊の文庫に納め置し折ふし、はからざるに応仁の大なる乱出きて、蓬が宿は焼野の原と成ぬるのみならず、そのあたりの白浪たちこぞりて七百合ばかりの白魚のすみかを引ちらし、大路を反古となせると聞えし。(中略)爰に宗祇といへるひとりの桑門ありけり。七人の連歌を集て、十巻となして、竹林集と名付けり。(中略)拙き翁今暫くも老の波にたゞよひて命の露も存命する物ならば、続菟玖波集を集めん事を思へり。しかば、彼竹林集も諸家の打聞になすらへてさらに選り入れむといへる所しかなり

『菟玖波集』に続くものとして企画された新玉集という撰集があり、それが、論命を受けるばかりに体裁を整えて一条兼良の書庫(「桃の華の坊の文庫」)に置かれていたところ、応仁の乱によつて焼失してしまった。この挫折した撰集の存在を知っていた宗祇は、いわゆる連歌の七賢の句を撰んだ。これが「竹林集」である。兼良は、「続菟玖波集」が編まれる際には、この「竹林集」が重要な撰集資料となるだろうと述べて、序を結んでいる。事実、『新撰菟玖波集』が右にいう撰集『竹林抄』を母胎として成つたのは、よく知られるところである。

実現には至らなかつた「新玉集」を経て、その遺志を継いで「続菟玖波集」を編纂しようとする時、その撰集は当初より、「勅撰」とする

ことが意図されていたと考えなければならない。

以上要すると、金子氏のいう撰者と皇室の交渉の存在、及び『竹林抄』序を踏まえるならば、『新撰菟玖波集』は当初より「勅撰集」とすることを目指した撰集であり、序文の記す成立経緯を言葉のままに理解するのは適当ではない。

さて、右の連歌の二つの撰集は仮名序においては共に、「准勅撰集」となることを想定していなかったと記すが、如上の通り、実際には撰集の開始当初よりそれは撰者の意識するところではなかったか。こう考えてくると、まったくの私的な撰集が、思いがけず勅撰に「准じられた」というのはつまりは建前であって、「なずらふ」とはつまり、ある歌集撰集が、想定される正規の手続きに拠らずに成立する時、この場合でいえば「勅撰」として成立する時に、あくまでも、手続きが通常でないことを韜晦するための言葉であったと解し得るのである。

新葉集の場合もこれと同様であると考えられはしないか。つまり論旨以前に、既に「勅撰」のことは念頭にあったという見方である。

深津氏は、新葉集が親王の個人的な営みから始まったことは序文に明らかであると述べるが、そのような箇所も、歌集の成立について正規の手続きに拠っていないこと、歌集が勅撰集としては不体裁であることを韜晦しようとするための文言であると解されるので、序文の言葉を実そのままであると認めることはできない。

例えば、「かつは老の心をもなぐさめ、かつは末の世までも残さんため」。これは『新撰菟玖波集』序文に「これひとへに、深き窓の内の、枕ごととして、自らの心を慰むる頼りとせむがためなり」とあるのに

似通う。また、「たゞ園の内のわづかなることざわなれば、天の下ひろきもてあそび物とならんことは思ひよるべきにあらぬ」。これは同じく『新撰菟玖波集』序文に「世の翫び、人の口遊びになりぬること、はからざる身の幸なり」とあるのに似通う。要するにこれらの、成立及びその動機に関する新葉集仮名序の記載は、謙遜でありまた文飾であると理解しなければならないのである。

ここまで、「准勅撰集」の三集の比較を通し、新葉集仮名序に関して、それを書かれている通りに受け取れば、この歌集は、宗良親王の私的な営みとして始まり、それが論旨を受けて勅撰に准じられ、勅撰集として成立した、ということになるが、それは正しくなく、仮名序は、歌集が勅撰集の成立のための正規の手続きを踏まえていないことを「なずらふ」という文言で処理しようとしたのであり、編纂の動機・発端について記した箇所も、謙遜・文飾として解釈すべきことを述べた。

二、出典と詞書

新葉集の編纂方針が突如として切り替えられた、という見方は正確ではないことを述べてきたが、これに関しては、既に君嶋亜紀氏の指摘がある⁽¹⁸⁾。

論旨（弘和元年十月十三日付）から奏覧（序文によれば同年十二月三日）までの間が二箇月足らずというのも、私撰集を勅撰集に

編み直す期間としては短すぎないだろうか。これは親王の編んだ原・新葉集がもとからある程度勅撰の体を成していたことを示しているのではないか。私的な慰めのために編んだものをたまたま観感にあつて「勅撰になずらふ」ものに格上げした、というこの論旨も序文の文言も、真実のままとはいえないと思われる。

前節では、新葉集と、同じく「准勅撰集」と称される『菟玖波集』・『新撰菟玖波集』の二集とを、成立過程・序文の観点から比較したが、君嶋氏は、編纂の実態からして、いきなりの勅撰集への方針切り替えはあり得なかつただろうと推察されている。首肯される見解であるが、本節では、新葉集が論旨以前から、勅撰集を念頭に置きつつ編纂されていたのではないかということについて、宗良親王による編纂の一端、具体的には、親王自身の歌の出典と詞書の取り扱いを中心に述べてみようと思う。

新葉集を見ていくと、親王が集の編纂に腐心した様子が読み取れる。そもそもこの歌集は、撰歌の対象を南朝方に参仕した人々に限っており、この点で最初から、勅撰集の編纂に十分な歌数の確保が難しかっただろうと思われるのである。最終的には、総歌数一四二一首、歌人数百五十一名として成立している。北朝で編纂された三集（『風雅和歌集』『新千載和歌集』『新拾遺和歌集』）は、総歌数、それぞれ二二一首、二三六五首、一九二〇首であり、『新千載和歌集』と新葉集では約千首の差があることになる。また歌数を踏まえると単純な比較は出来ないが、歌人数についても、北朝の三集がいずれも五百名を超えるこ

とからすれば、新葉集の百五十一名はかなり少ない。新葉集は小規模な歌集であつた。

歌集の編纂における初期の重要な作業は、基礎となる資料の蒐集である。新葉集の場合も、親王は手元にある歌会・歌合の他に、様々な関係資料を求めただろう。『嘉喜門院集』を例として、このように家集の提出を依頼したことも想像できる。しかし、南朝歌壇では時勢も相まって、関係資料の残存状況は決して芳しくなかつたと推察される。周囲に和歌資料を求め得ないとなると、撰者自身の歌をもつて歌数を調整しなければならぬ。といって撰者の歌が極端に増えては不体裁であるから、親王は、歌数の不足を何とか補うべく、自詠をよみ人しらず歌として入集させるという処置を取った。新葉集中によみ人しらず歌は九十九首ある。このうち、よみ人しらずとして入集するが、親王の家集『李花集』や『宗良親王千首』に他出が確認出来る歌が七十首あり、これに作者名表記のある親王の歌九十九首を加えて、計百六十九首が、親王の歌として確実であるということになる。総歌数を見ると、集中一割が撰者宗良親王の歌で占められていることになるのである。

宗良親王は、自詠をよみ人しらず歌として入集させる際、多くの場合詞書を改変している。具体的には以下の通り。

まず、『李花集』の詞書からは当時何らかの折に詠まれたものだとわかる歌が、新葉集には詞書「題しらず」として入る例である。¹⁹⁾

①『李花集』夏

詞書「草の庵雨すぐる程、山郭公ありぬべき折がらなれば」(一六八)

↓新葉集・卷第三・夏・詞書「題しらず」(一八二)・よみ人しらず

②『李花集』秋

詞書「山里の秋の気色やうやう物がなしう侍しに、萩の風を聞て」(二四四)

↓新葉集・卷第四・秋上・詞書「秋の歌の中に」(二七三)・よみ人しらず

③『李花集』恋

詞書「音せざりける人につかはしける」(五〇九)

↓新葉集・卷第十一・恋一・詞書「題不知」(六五〇)・よみ人しらず

④『李花集』恋

詞書「おもへどもつらき人に申つかはし侍し」(五二九)

↓新葉集・卷第十二・恋二・詞書「題しらず」(七六九)・よみ人しらず

⑤『李花集』恋

詞書「うらみかねて、人に申つかはし侍ける」(六一九)

↓新葉集・卷第十五・恋五・詞書「題しらず」(九七八)・よみ人しらず

③④⑤などを見ると、何らかの折に実際にある人に遣わされた歌だと

思われるが、新葉集の詞書は「題しらず」になっていて、詠作状況は記されない。

次に、『李花集』の詞書から、定数歌中の題詠歌であると思われる歌が、新葉集には、定数歌であることを示さないで入集する例である。

⑥『李花集』春

詞書「千首の歌中に、鶯とて」(二一八)

↓新葉集・卷第一・春上・詞書「春の歌の中に」(一三)・よみ人しらず

⑦『李花集』春

詞書「千首歌の中に、霞」(三七)

↓新葉集・卷第一・春上・詞書「題しらず」(二二)・よみ人しらず

⑧『李花集』冬

詞書「北野社に百首歌よみて法樂し侍し中に、水鳥を」(四一五)

↓新葉集・卷第六・冬・詞書「題しらず」(四五六)・よみ人しらず

⑨『李花集』雑

詞書「鞆中百首歌よみ侍し中に」(六八八)

↓新葉集・卷第八・鞆旅・詞書「題不知」(五三二)・よみ人しらず

⑩『李花集』恋

詞書「恋の百首とてよみ侍し中に」(四七三)

↓新葉集・巻第十一・恋一・詞書「題不知」(六四三)・よみ人しらず

同じく出典を『李花集』とする歌でも、中務卿宗良親王という作者名表記がある場合、定数歌中に詠まれた歌であるという詞書は改変されない。ある定数歌に詠まれた歌を、よみ人しらずとして入集させるのは、すわりが悪いと判断され、詞書が改変されたのだろう。

以上を概すると、宗良親王は、どの歌をよみ人しらずとするかについて、詞書に改変を加えることで容易によみ人しらずとしやすい歌を選別しているということが指摘できる。⁽²⁾

勅撰集には様々な性質の歌が入集する。歌会や歌合の折の題詠歌、実際に人と遣り取りされた贈答歌等々である。中世の主たる詠み方は題詠であつたからそれによる歌が多いのは当然だが、題詠でない歌も、勅撰集には必要である。特に、哀傷・恋などは、部立の内容からして題詠でない歌が載せられやすい。先に、宗良親王は、和歌関係資料を充分に蒐集できなかったであろうと述べたが、ただ歌数を確保できればよいというわけでもなかったのである。当時、哀傷はともかく、恋の歌などは、題詠によらない歌(つまり実生活における恋歌)をどれだけ確保できたであろうか。事実、恋部はよみ人しらず歌が他の部に較べてかなり多く、これは、題詠によらない歌を、親王が自詠でもつて何とか補おうとした結果であると考えられるのである。

宗良親王は、歌数を確保・調整するため、また入集させる歌の性質

を題詠に偏らせないため、という二つの意図をもって、自詠をよみ人しらず歌として入集させたのである。⁽²⁾そこでとられた処置は先述の通りである。もちろん、親王を知る人、実際に遣り取りをした人などには容易に誰その歌と分かるであろう。しかし、新葉集が、勅撰集として成立するためには、こうして体裁を整えることが是非とも必要だったのである。

撰者宗良親王が、右のように、歌の選別・詞書の改変に腐心していたことを踏まえると、繪旨から奏覧までが一ヶ月半あまりというのは、それまでに成っていた歌集を勅撰集としてあるべき体裁に改め直す期間としては不十分であると考えなければならないだろう。

三、再び編纂過程をめぐって

新葉集は、私撰集が突如として勅撰集になった歌集ではなく、勅撰集とすることを見据えて編纂が始まったであろうと述べてきた。

われわれは、南朝の将来に対する長慶天皇と宗良親王の絶望の深さを見なければならぬと思う。(中略)時が経つにつれ、南朝方の劣勢はますます明らかとなつてゆく。そのような状況の中で、長慶天皇も宗良親王も、今この新葉集を勅撰集としなければ、永遠に自分たちの勅撰集を実現できないことを予感したのではなかったか。今は私撰集を編纂しておき、将来の勅撰集を期して待つという余裕すら自分たちには残されていないことに、かれらは気づ

いたのであろう。それが長慶天皇と宗良親王をして、私撰集であった新葉集を勅撰集とさせたと思うのである。

深津氏は、右のように、私撰集新葉集を勅撰に准じようという動きには、長慶と宗良親王の絶望の深さを見なければならぬと述べられている。⁽²⁾この、いま勅撰集を完成させなければ、今後その望みが達成できる可能性がないという絶望は、いったいいつ確定的になって、実際に綸旨が下されることになったのだろうか。氏は直接には言及していないが、成立過程に二つの段階を想定されることからして、おそらく編纂がある程度進んで以降のことだと考えられているのだろう。しかし、将来に対する絶望とは、宗良親王の場合、文中三年（一二七四）に、三十六年ぶりに吉野にもどった時点で既に感じられるものであったのではないか。

新葉集卷第十八雑歌下に、吉野帰参時の歌がある。

延元の比、あづまへくだり侍し後、多くの年月をへて、文中三年の冬、吉野の行宮に参侍りしかども、見し世の人もなく、よろづ昔思出らるゝ事のみ多く侍しに、独懷旧と云事を
おなじくは共に見し世の人ぞ哉恋しさをだに語あはせん（一二三〇六）

卷第七離別に入る五二五番歌の詞書には

信濃国にても又年月をおくり侍しに、行宮の御しきもおぼつかなく思給しかば、あからさまに吉野にまゐりて、やがて下り侍らんとせし時（後略）

とあってこれによると親王は後村上亡き後の状況を案じて、一時的な訪問のつもりで吉野に下ったらしい。しかしいざ同地に入ると、「見し世の人」は既に亡く、ただ多くの懐かしい思い出だけが蘇るだけで、それを語り合う人もいない、という有様だった。この時に抱いた心情こそ絶望であって、さらにはそれが新葉集の編纂のきっかけとなったのではないかと思われるのである。

親王が吉野に入る十四年前の正平十五年（一二六〇）に二条為定が没し、それから四年後の正平十九年には為定従弟の為明が死去、さらに文中二年（一二七三）に同じく為定従弟の為忠が亡くなった。正平二十三年には、親王と幾度も歌の贈答を行うなどして親しかった後村上天皇が住吉にて没している。勅撰集編纂の企画が催されるとすればその核となるであろう人々——南朝方と親しく、かつ撰者となるべき歌道家の面々、及び勅命を下す天皇——が親王の吉野帰参以前に既にこの世を去っている。加えて、南朝方の京都侵攻の試みは、正平十六年以後見られなくなる。南朝方が京都を奪取し、そこで勅撰集を編纂するという望みはほとんど絶たれたと言つてよい。深津氏は「南朝方の劣勢」が「ますます明らかとなつてゆく」中で勅撰集とすることが思い立たれたと述べられるが、親王の吉野帰参以前、既に南朝方の衰勢は覆うべくもなかったのである。

文中三年以前においても、南朝での和歌活動は決して低調なものではなかったが、親王の帰参によって歌壇は活気づく。「文中四年内裏探題五十番歌合」(天授元年(一三七五))、「内裏五百番歌合」(天授元年(同二年))、「住吉社三百六十番歌合」(天授元年))、「内裏探題百番歌合」(天授二年))、「天授千首」(天授二年夏(翌年春))などが相次いで催される。⁽²³⁾これらの和歌活動は、新葉集の編纂を見据え、それに資するためのものであったと考えてよいだろう。歌壇の活況は、宗良親王という和歌の指導者を中心として進められた、新葉集の編纂への動きと捉え得るのである。親王が再び吉野を出ると、歌壇は低調に向かい、集の奏覧以後、特に後亀山の時代には歌壇は衰退する。

歌壇の活況が、新葉集の編纂開始と軌を一にしていたのではないかと考えると、新葉集は将来の勅撰集に備えるため、というより当初より、長慶のもとで、勅撰集を志向して編纂が開始されたのではないか。深津氏のいう「将来の勅撰集撰進のための資料源」⁽²⁴⁾の完成によって一旦区切りを付けようという方向で編纂が始まったとは考えにくいと思われる。

勅撰和歌集編纂の慣習に従って勅命を下し、まず撰者をしかと定めて編纂を進めるのは時勢に鑑みさすがに憚られたのだろう。なんとか歌集をまとめたと思うが、それを将来の勅撰和歌集を期しての準備だとするだけの猶予もない、これこそ絶望であって、その中で、『菟玖波集』撰集における「准勅撰」という手続きが先例として見出されたと考えるのである。勅撰集を編纂すると広言せずに勅撰集を編纂するために用いられるのが、「なすらふ」という手続きであった。⁽²⁵⁾

おわりに

中世勅撰和歌集史という枠組みの中で新葉集は、これまで「准勅撰」であることを理由にある種特異な扱いを受けてきたといえるが、「准勅撰集」であるとは結局のところ、それまでの勅撰集に変わらない、という見方が提示されて、『新拾遺和歌集』と『新後拾遺和歌集』との間に成立した勅撰和歌集であるとの認識が共有されつつある。

新葉集に関するその後の研究は、歌風理解、部立の構造理解、または撰者宗良親王に協同した南朝の廷臣等の働きの詳細な検討等を中心として進められたと思われる。

右のような状況において、本論は今一度「准勅撰」をめぐる問題に着目したものである。

後光厳の治世下に勅撰集を成立させるための便宜的な方法であったとも考えられる、『菟玖波集』の「准勅撰集」としての成立は、歌道家に大いなる不安を与えたが、結局、連歌の撰集という事業は後に続かず、相変わらず勅撰集は和歌集であった。そして『新撰菟玖波集』は勅撰和歌集が終焉を迎えたあとの連歌撰集である。

「勅撰になすらふ」という行為が連歌の撰集において始発したこと、それが和歌集に適用されたのが新葉集であったこと、加えて、南北朝分立後の二度目の勅撰和歌集が武家の執奏という形で編纂が開始されたことなど、この時期の勅撰集をめぐる、注目すべき事態が出来ていると捉え得よう。

浮び上がるのは、個別の歌集・撰集の精緻な研究に加えて必要なの

は、勅撰和歌集史ではなく、勅撰集史という枠組みであるという課題である。それは、「勅撰」とは何か、という問いに敷衍され得る⁽²⁶⁾。加えて言えば、この問いは歌集の形態をめぐる問題でもある。ある歌集・撰集が勅撰集でないときとされる時、ではそれは私撰集であるということに即座に意味するのだろうか。形態の定義的理解が、その歌集・撰集の質的な部分を十分に示すことなく、却って、例えば勅撰集・私撰集と言う時のそれが互いに排他的であることに基づいてはいないだろうか。新葉集は上述の如き問いを考察する上で重要な位置にあると思われる。

本論は、はじめに記したように、「なずらふ」という手続きを取り上げることによって、新葉集と、他に「准勅撰集」とされる二つの連歌撰集との接縁性を見出し、それに基づき、新葉集の成立をどう理解すべきかを述べたものだが、そこにはまた右のような問題意識の存することを記しておく。

注

- (1) 南北朝分立時の年号は原則として南朝のそれを用いる。北朝を用いる場合にはその旨を記す。建武三年（北朝）は延元元年。
- (2) 『古今和歌集』から『新拾遺和歌集』までを指す。
- (3) 有馬俊一「『准勅撰』概念の定立をめぐる」（『和歌文学研究』五十七、一九八八年十二月）、浅田徹・藤平泉編『古今集 新古今集の方法』（笠間書院、二〇〇四年十月）所収「勅撰集を読むための手引き」の「准勅撰集」の項（小川剛生執筆）
- (4) 引用は、深津睦夫・君嶋重紀『和歌文学大系 44 新葉和歌集』（明治書

院、二〇一四年十二月）に拠る。

- (5) 一頁に述べるように、新葉集以前には計十九の勅撰和歌集が成立していたが、仮名序は、北朝で編纂された三集をこれに含めず、また『万葉集』も勅撰集として数える。よって、『万葉集』と『古今和歌集』から『続後拾遺和歌集』までを指して「十余り七度」と表現している。

(6) 引用は、(4) に同じ。

- (7) 「新葉集の撰集意識をめぐる」（桑原博史編『日本古典文学の諸相 韻文編』（勉誠社、一九九七年一月）所収）

(8) 引用は、『私家集大成 第五卷 中世Ⅲ』に拠る。一部表記を改め、清濁を記した。

(9) 引用は、(8) に同じ。

- (10) 小川剛生・浅井美峰校注『菟玖波集（上）』（三弥井書店、二〇二三年十月）所収の「解題」を参照。

(11) 引用は、(10) 著に拠る。

- (12) 引用は、(10) 著に拠る。同様の見解が、小川剛生「二条良基」（吉川弘文館、二〇二〇年二月）、「第四 床をならべし契り」・一六 二つの勅撰集——『菟玖波集』と『新千載集』——にも示される。

(13) 『菟玖波集』撰集当時の歌壇状況等の記述については、(10) (12) の小川氏の著書に拠るところが多い。

(14) 延文元年八月二十日条。原漢文。『史料纂集』に拠る。

- (15) 金子金治郎「新撰菟玖波集の研究」（『風間書房、一九六九年四月』。特に第二編第一章「新撰菟玖波集の撰集」を参照。氏の見解の引用はこれに拠る。

(16) 引用は、横山重・金子金治郎編『貴重古典籍叢刊 4 新撰菟玖波集 實隆本』（角川書店、一九七八年六月再版）に拠る。適宜漢字を当て清濁を分かった。また、『新撰菟玖波集全釈』（三弥井書店）も参照した。

(17) 引用は、島津忠夫・乾安代他三名校注『新日本古典文学大系 49 竹林抄』（岩波書店、一九八一年十一月）に拠る。

- (18) 君嶋亜紀『中世和歌の情景 新古今集と新葉集』（塙書房、二〇二三年五月）所収、第二篇Ⅱ第五章「異端の勅撰集」。初出二〇一〇年一月。
- (19) 新葉集の引用は、(4)に同じ。『李花集』は、『私家集大成 第五卷 中世Ⅲ』に拠る。
- (20) 本論では言及していないが、詞書の改変においては、直接体験「き」が間接体験「けり」に改められている点も確認できる。例えば、「人の許より、こよひの月はみるかと申侍し返事」に『李花集』恋・五九九 ↓ 「月は見ると申おこせて侍りける人の返事」に『新葉集』恋・九三一・よみ人しらず。
- (21) 自詠をよみ人しらず歌として入集させた理由については、岩佐正氏が「特別の配慮」、後村上の入集数百首を、宗良親王の入集数が超えないようにするための措置であると指摘されている（岩佐正「新葉和歌集「よみ人しらず歌」考」〈『国文学』二十三、一九六〇年五月〉）。(25) 参照。
- (22) (7) 論文に同じ。
- (23) 南朝の歌壇の事績については、(18) 君嶋氏の著書所載「南朝和歌関連年表」を参照した。
- (24) (7) 論文に同じ。
- (25) 本論は、宗良親王は編纂開始当初より勅撰集を志向していたと主張するものだが、そもそも何故、その歌集が勅撰集でなければならなかったかについては記さず、これに関する先論にも言及しなかった。「おわりに」では、勅撰集史を構築することの必要性を説いたが、同時に南朝歌壇における新葉集の位置づけについても考察しなければならないのは言うまでもない。これらや後村上の存在及び宗良親王との関わり、集内部の構造については後論を期したい。
- (26) 早く伊藤敬氏が「勅撰集性」という言葉を用いている。氏は、『新後拾遺和歌集』・新葉集・『菊葉集』（持明院統伏見宮家による撰集）の三集を「三つの朝廷の三つの撰集」と呼び、「この三撰集は十四世紀末の朝

家と和歌とのあり様を具象化していて興味深く、「三集の比較検討の中で、『新葉集』の特性はより顕著に見えてこよう」と述べられている。氏の「新葉集」（有吉保・稲岡耕二他四名編『和歌文学講座 第七卷 中世の和歌』（勉誠社、一九九四年一月）を参照のこと。また、「室町時代和歌史―新日本古典文学大系『中世和歌集 室町篇』解説―」（『室町時代和歌史論』（新典社、二〇〇五年））にも同様の指摘がある。